

地方行政委員会會議録第十号

昭和二十九年三月十六日(火曜日)午前
十時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
館 哲二君

委員

伊能 芳雄君
伊能繁次郎君
小林 武治君
島村 軍次君
若木 勝藏君
加瀬 完君

政府委員

国家地方警
察本部長官 齋藤 昇君
国家地方警
本部刑事部長 中川 重治君
自治政務次官 青木 正君
文部大臣官
房會計課長 内藤馨三郎君
事務局側

常任委員

会専門員 福永与一郎君
常任委員 伊藤 清君
会専門員

説明員

大蔵省主計官 嶋山威一郎君

本日の会議に付した事件

○質屋営業法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○地方行政の改革に関する調査の件
(昭和二十九年地方財政計画に関

する件)

○委員長(内村清次君) 地方行政委員
会を開会いたします。

質屋営業法の一部を改正する法律案
を議題に供します。犬養法務大臣が神
経痛のために御出席がありませんか
ら、斎藤國警長官から提案理由を聞き
ます。

○政府委員(齋藤昇君) 今回提出いた
しました、質屋営業法の一部を改正す
る法律案の提出理由及びその内容につ
いて御説明いたします。

今回出資の受入、預り金及び金利
等の取締に関する法律案を別途提出し
たのでありますが、その第五条におい
て、金銭貸付の利息で日歩三十銭を超
えるものについて罰則を定めたのであ
ります。併しながら、質屋の利息は純
利のほかに質物保管料、質受手数料等
を含んでおりまして、一般の金利と異
なる性質を持つております上に、質屋
は、法律によつて各種の防犯上の義務
その他特別の義務を課せられており、
社会経済上の必要から古来の商慣習と
して月曆による利息計算方法を広く採
用してありまして、出資の受入、預り
金及び金利等の取締に関する法律案の
日歩計算方式を、刑罰法規の適用にお
いて全面的に採用いたしますことは不
適当であると考えられますので、ここ
に質屋営業の実態に即するよう特別措
置を講ずることとしたのであります。

この法律案の要点は、質屋の利息計
算方法につきましては、質屋の長年の
商慣習でありますところの、曆による
月の初めから末日までを一期とする月
利計算方法、即ち入賃から出賃までの
期間が同一曆月内であるときは一期、
二以上の曆月に亘るときはその亘る月
の数を期の数として計算する方法を高
金利処罰規定適用の場合の最高限度計
算の方法として認めることとしたしま
した。利率につきましては、一期につ
いて出資の受入、預り金及び金利等の
取締に関する法律案に定める日歩の三
十分分を超えないこととしたのであり
ます。

以上が、この法律案の提出の理由及
びその内容の概要であります。何とぞ
御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(内村清次君) 補足説明があ
りますならば一つ……。

○堀末治君 もう少し詳しく説明して
頂けませんか。

○政府委員(中川重治君) 只今要点に
つきまして御説明がありましたが内容の
うち、技術的な面を補足させて頂きた
いと思ひます。

今般別途提出されておりますところ
の出資の受入、預り金及び金利等の取
締に関する法律案とは、各般の規定を
規定しているのではありませんが、その
うち高金利処罰規定をこの法律案中に
規定されておるのであります。それは
その第五条におきまして、日歩三十銭
を超えるものにつきましては、罰則を
定めまして、日歩三十銭を超える金銭
貸付の契約をするもの、又それによる

ところの利息を受領するものは、罰則
を規定したのであります。ところが
が質屋の実態についてこれを考えてみ
ますと、質屋はこの利息という性質
が一般金利の性質と内容的にも異なつ
ておりますので、その必要からいたし
まして、従来からも久しきに亘り商慣
習として日歩計算方式によらないで、
曆によるところの月を基準として計算
されておりますのが質屋の金利の実態
でございます。質屋の金利の内容につ
きましては、そういう実態を持つてお
りまして、それが慣習において行われ
ておるのであります。その慣習のよ
つて来た理由の中に、質屋の金利が
他の一般の金利と異なる内容を包蔵し
ておるといふことも、原因の重要な一
部かとも考えられるのであります。つ
きましては、質屋の利息というものを
實際上の需要供給の關係で、だん／＼
改善されて行くといふことは好ましい
ことであります。が、刑罰法令の適用に
当りまして、従来の商慣習を刑罰法規
の適用においてまでもこの日歩計算方
式を用いるといふことについては、事
情にそぐわないものがあるうかと考え
られますので、これにつきましては、
月利計算方式、曆によるところの月を
基準とする計算方式がこの質屋の営業
の実態に即するといふ理由の下に、質
屋営業法の一部を改正する法律案を内
閣が提出した要諦であらうと思ひま
す。それによりまして、月利計算方式
で見るといふことが一つと、その結果
現在質屋の利息につきましては、法律

上の制限はないわけでありましたが、こ
れによりまして制限される内容は、出
資の受入、預り金及び金利等の取締に
関する法律案に定める利息の日歩の即
ち三十銭の三十十分、別言いたします
と、月九分を超えてはならないと、こ
ういふことに相成るのでございます。

換言いたしますと、今度のこの法案に
よりまして、出資の受入、預り金及び
金利等の取締に関する法律案と併せて
曉んで参りますと、質屋の利息は月九
分を超えて徴収いたしますと罰則の適
用を受けると、こういう内容に相成る
のでございます。補足説明を終りま
す。

○堀末治君 月九分になると、二月に
跨ると一割八分と、こういうことに
なるのですか。

○政府委員(中川重治君) その通りで
ございます。

○堀末治君 今現在の実情はどんな工
合になつてゐるのですか。

○政府委員(中川重治君) 現在の実情
を申し上げます。現在質屋は全国を通じ
まして一万八千店舗くらいございま
す。その一万八千店舗の月利計算方式
は、現在は法律上の制限がございませ
ん。法律上の制限は質屋営業法により
まして、利息を店頭に掲示する義務を
課しているだけでございます。店頭に
掲示する義務を課しておりますだけ
で、内容につきましては法律上の統制
はないのであります。が、現実に店頭に
掲示されておりましたところの利息の突
越は、およそ次のような状態であるの

金儲けでございまして、
が殖えて来れば自然競争によつて安くなる、こういう点が考えられますが、これはちよつと見当がつかかねるのでございますが、今の御質問の点は理解から申しますと、自由企業でございしますので、どしどし店舗が殖えて参ると競争の結果安くなるという理窟も立ちますし、今度は天井を押えといふ傾向も、どん天井まで上つて行くといふ傾向もあるかと思ひますが、ちよつとこれは見通しが困難でございます。

○堀末治君　一万八千軒大体ある。それで大部分が一割三分だと言うけれども、国警が調べれば、大体一万八千軒のうち八分は何%、九分は何%、或

は一割、一割二分というふうになつたと統計は出ておりませんか。

○政府委員(中川重治君) ちよつと私聞き違えたかも知れませんが、大部分は一割でございます。高いのは一割二分、三分、安いのは八分、九分もあるということでございます。

○堀末治君 パーセンテージはわかりませんか。これはどうでもいいようなものですが……。得てして統計をするというところ、天井のところへ行つてしまふことになり勝ちなものです、どうしても……。

○政府委員(中川重治君) その点の率は一万八千店舗を根こそぎ虱つぶしに調べるのも一つの方法ですが、そうしないで、私のほうの調べでは全体を把握するために県庁所在地の住宅地を一つとり、それから県庁所在地の繁華街を一つとり、中小都市を一つとり、それから農村の質屋を一つとる、こういう方式で大體がわかるという方式で調査した結果の率を申し上げます、そういう調査の結果は、昨年一年間の二十八年度という暦年の一年間の数字でございますが、八二%が一割でございます。

それから一割二分の点はこれはのちほど、正確な数字がございせんが、全体の八二%が一割であることは間違いないでございますが、その残りの一八%が上と下に分れるのでございせんが、正確な数字は……一割一分以上が九%、それから一割のが八二%、それから一割に満たないのが九%というところでございせん。

○堀末治君 この数字は、今のは何軒ぐらゐの對象になつておりますか。一万八千軒のうち何軒ぐらゐが對象になつておりますか。

○政府委員(中川重治君) 只今申しましたように、県庁所在地、農村、中都市ということに平均的にとつた店舗でございますが、全国を通じ百九十二店舗でございます。

○堀末治君 そうすると、調査の對象としては一万八千軒のうち百九十二軒だと少いんですね。

○政府委員(中川重治君) そうです。調べようと思つたら実態はすぐわかる。昔と違つてこつそり隠してないで店舗を出しているのだから、何月何日を期して警察に指令したら、その管内のやつはすぐわかりそうなものだから、全部に當つて見ると……。失礼だけれども、これを九分にやられたことで以て本當に下るかどうか。

○政府委員(中川重治君) 実は堀先生のおつしやる通り、全店舗を當ることは可能でございますが、全体の大部分を早く知つていへる／＼な御審議に間に合はさうと思つて、そういう方式で百九十二店舗を拾つたのでございせんが、全店舗のやつは目下調べておりますから、その上で……。

○堀末治君 これはとにかく安くすることだから、庶民金融のために大變結構だと思ひますけれども、得てして統制すれば必ず八分のやつは九分に上りたがるものですね。ですから得るならば、手があつて調べられることだから、一遍これを一つ調べて御覧になるほうが本當は親切だと思ひますね。

○委員(内村清次君) ちよつと、この法案は予備審査の關係もありまして、何か委員の各位から資料の要求があればこの際資料の要求をして貰ひて、あと地方財政計画が、今政府のほうも来ているようでございせんから、それと代りたいと思ひます。

○堀末治君 もう一つ実は公益質屋のほうは何軒あるのだったかな。

○政府委員(中川重治君) 公益質屋は昨年三月末現在で全国を通じて五百二十五店舗、その中で大部分が市町村経営であります。うち三店舗が社会福祉法人の経営になつております。

○堀末治君 公益質屋の利子の計算の仕方は同じですか。やはり普通の營業質屋と。

○政府委員(中川重治君) 今の公益質屋の關係であります。その点は先ず半月計算でございます。半月計算が、實際の運用の点につきましてはそういう方式をとつていふ面もありまうけれども、法律上は、民法によるところでは半月計算、こういうふうには理解されたいと思ひます。

○堀末治君 公益質屋のほうの計算がどうなつていふかな。それでこういう安い金利で十分引合つて行つていふだろうか。

○政府委員(中川重治君) 公益質屋の關係は御案内の通り市町村経営でございますが、資金の点、その他施設の点について補助金がありますので、これと一般の質屋と同一に論ずることは困難かと思ひますが、現在各市町村等がやつていふのは月三分の利子を取つて、而も半月を基準にして利子を取つていふのでありまして、こういう意味でそのために市町村経営に大影響を与えるというふうにも理解できませんので、そういう範圍でやつていふ、設備につきましても国から半額の補助等がございまして、そういう観点で経営可能であらう、こういうふうには聞いていふのであります。

○堀末治君 この公益質屋の關係の資料を一遍出して見るとね。本當言うと、本當にこれどうにか國費を余り費さず、或いは地方公共団体で多分な費用が要らないでこういう庶民金融ができるというならば、まだ／＼思い切つて奨励したほうがいい。たしかこの質屋法をやつたときに政府の説明がそういうふうにあつたように私は思う。それで質屋の人が大分心配して、我々の所にいろ／＼と話をもち込んで来たことを私今でも覚えていふのですが、本當を言へば、折角そういうものをやつて、どうにかそういう多大な國費なり地方費を使わないで行けるということならば、もう少し本當を言うところを金利で實際において引合われないのなら、民間經營との間にももう少しや寄せしてもいいから奨励したほうが、本當言うと庶民金融のためになると思ひますが、その辺の資料を一遍よく調べて、あなたのほうでないかな、厚生省の關係ですか委員長一遍厚生省を呼んで聞いてみたらどうですか。折角こういういい法律を骨折つて作つても、自分らの商売が上るのじやないかと云つて質屋が大分心配したことがある。そんなことですから、一遍厚生省からこれは一つ詳しく説明を願ふことにしたらどうでしようかね。

○委員(内村清次君) この議案を取扱うときに厚生省からも呼ぶことにいたします。

○堀末治君 どうぞ。

○委員(内村清次君) それから只今の法案に對しましては、資料はまあ四

日ばかりすると、七つばかり用意しておるといふようなことでございまして。委員会に提出すると言つております。併しまあ委員のかた／＼にも適切な資料を要求されますならばこの際……。

○堀末治君 成るべくなら厚生省に來てもらうといふのです。できるだけ公益質屋がどういふ計算になつておるかということがよく理解できるように資料を整えるように一つ厚生省に申込んでおいて、そしてその資料が整つたら成るべく早い機会にやつたらいいと思ひますね。

○委員(内村清次君) わかりました。それでは次の議題に移つてよろしうございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(内村清次君) それではそのように取扱ひます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(内村清次君) 速記を始め

○委員(内村清次君) 次の議題の地方財政計画に對する質疑を続行いたしますが、その前に教育予算關係について若木君から大蔵省に質疑の要求があつておりますから、これを済ませた上で……。

○若木勝藏君 先に私は文部省側に伺いたのであります。これは二十八年度のいわゆる義務教育費國庫負担金が非常に不足してゐるので地方で困つておる。こういうふうな事情を私は把握してゐるので、その点伺ひたいと思ひます。

それではまあ御承知の通り義務教育費

国庫負担金はですね。これは地方の支出の半額を国庫で受持つ。こういうところに出発してあるのでございませうが、現在においては先ず全国的に私の聞いたところでは約十億ばかり不足しておる。そうして現在支払いがないために係給の支払いにことを欠いておるとこういうことを聞いておるのであるが、その実情はどういうふうであるか、文部省側に。

○政府委員(内閣書記官長) この負担金につきましては、御承知の通り実績の半額を国庫が負担することになっておりまして、昨年の補正予算で一府県の実績を締め直しまして要求いたしましたわけでございます。その後一月のペースアップによりまして多少の見込の変動があつたのではないと思ひますが、只今の仰せのように十億の不足額というものはまだ見限りであつて、確定したわけのものではございません。そこで一月からペースアップした後に一府県の実績の不足見込額をとりまして、さうな数字が一府県出ておりますが、この中にはまだ相当検討を要する支出もございまして、更に文部省といたしましては検討したい。かように考えております。そこでこの三月の終りに第一回の交付をいたしまして、三月の初めにいたしました。なお本省としましては七億程度保留しておりますので、その七億でどのくらい不足額がカバーできるか、一府七億で不足額を処置したい、かように考えております。なおどうしても不足額ができた分につきましては、これは法律の建前で支出額の二分の一を負担する、こうなっておりますので、二十九年度に決算を見た上で精算いた

したい、かように考えております。

○若木勝蔵君 今のお話で、いわゆる七億程度は文部省で以て保有してある、あと一億の調査の結果、何とか決算の後にこれを処置したいというようなお話でありましたが、この決算のあとというところに私は問題があると思う。現在地方には三分分なら三分分の係給を払わなければならない、決算のあとということになると四月を越えてしまふ、そこを一体どういうふうにされるのか。

○政府委員(内閣書記官長) この法律の建前が実支出額の二分の一となつておりますから、最終的には決算を見ないと不足額の正確な額というものは決定できない、かように法律の建前がなつておりますので、勿論非常に不足額がはつきりしてありまして、額が大きくなれば当然これは補正予算の提出に

もありますので、更に検討した上で最後の決算を見た上で処置したい、かように考えております。

○若木勝蔵君 今の文部省の答弁私は非常に不満なんです。文部省という立場から考えたら、もつと積極性がなければならぬと私は考える。というのは、今現在歳入の欠陥を生じておるのです。三億にせよ或いは十億にせよ、そういうふうなときに決算のちにおいてこれを処置するというようなことを考えますと、当然これは地方負担という方面で地方の公共団体では困る事態が来る。いわゆるこの資金難のときに、どういふふうなこれを処置するかという問題が必ず生じて来る。そういうときに第三次補正予算が組まれ、富裕団体のほうでは歳入の欠陥を補うところの二十八億というものが現に組まれて提案されておる。ところがそれ以外の府県に当然歳入の欠陥があるというところがわかつておるのに、そういう補正予算が組まれておらない。そういうときに文部省側としては、今のお答弁では甚だ私は不満です。もう少し積極的に対策を折衝するなりして、なぜ一億補正予算に歳入の欠陥を補うようにしなかつたか、この点を伺いたい。

○政府委員(内閣書記官長) その不足額それ自体にも相当問題がありますので、これが定員定額的な国庫負担なので、これが定員定額的な場合など、これははつきり数字がございまして、打ち切り補助にもなりませんから、組めますけれども、実績の二分の一となりまして、実支出額が如何ようになつておるかという点について明確に

ございまして、正確な数字というものは期待できませんので、或る程度見積りでやるわけでございます。見積りで一府県分は不足がでる。なおおつて一月以降の分については不足がでる。こういうふうな府県の御報告に基

なりまして、その額がどのくらいに

おりますか。又十億という数字が出て

おりますけれども、これについてもう

少し検討を要さなければならぬ要素が

入つておりますので、検討を続けてお

るわけでありまして、ですから明確に不

足額ははつきりいたしますれば、これ

はお話のように補正予算に組まなければ

ならぬので、その点には多少問題が

ございまして、精算補助でござい

ますから、決算を見た上で処置した

い、かように考えております。

○若木勝蔵君 それでは現在において

約十億の不足額が認められておるとい

うようなことになりましたが、これは一

体何の原因になつておるというふうにな

つておるか、これは御調査はなされた

と思ふ。だから大体十億の不足額が出

て来る、こういうことになつたと思

う。私は私として資料を持つておる

が、文部省ではどういふふうにお考え

になるか。

○政府委員(内閣書記官長) 十億の不

足額につきましては、給与のベース改

訂に伴う分が一つと、それから旅費の

分が一つと、それから退職金の分、そ

れから委員会に勤めておる者、事務

職員、教員の身分を持つておる者が

これが二千五百人ほど含まれておる。私のほうといたしましては、学校に勤

の一を負担をする。併しながら学校の

教育に従事してない委員会に勤務し

ておる職員がございまして、これに

ついてはやはり多少問題もございま

す。その点もございまして、それから

退職金の分については、退職の見込み

でございまして、これも明確な数字

が把握できかねておる。どうしても

この実支出額の二分の一という負担制

度をとる建前から申しますれば、過不

足というものはどうしても或る程度

のものは生ぜざるを得ないと思ふのであ

ります。ですからその見込みの問題な

んで、額が非常に多いとか或いはは

つきりいたしますれば、これは当然補正

予算で処置しなければならぬと思ふの

であります。その点は私のほうでも

まだ確信が持てませんので、差控えた

のでございまして。

○若木勝蔵君 今の御答弁で再三繰返

しておられますが、一点伺いたい

点は、この教員の身分を持ちながら教

育委員会の事務職員あたりになつてい

る、これに対しては問題があるという

ふうに考えられておるようでありま

す。これは私から考えてみますとい

うと、身分が教員になつておるのです

から、それを主として当然これは半額

を負担すべきものではないか、何らか

に問題がないように考えられる。あ

あるように考えております。と申しますのは、それならば教員が不足していると言いつつ、どん／＼委員会の事務職員にやるといふことは、私は法の建前から言つても、私どもとしては本来義務教育が大事なんで、小中学校の義務教育に従事している職員ならこそ、國が半額の負担をするのだと、こういう考えをとおつておりますので、またた身分を學校に置いて、實際の勤務をどこかにして、こういう場合まで國が半分あるかどうかという点については、まだ私どもとしても疑問を持つてゐるわけでありまして。

○若木勝蔵君 その点は私は非常に重大な問題だと思つてゐます。なぜそれでは教員の身分があるのに、そういうところを使うかという問題に廻らなければならぬ、使つてゐる以上は使つてゐる以上は私は教員と同じような取扱ひにすべきではないか、まあこういうふうな考えをしておるのでもありますが、その点は今ここで議論してもどうもなりませんから、ただ私としては、そういう点は教員と同様に取扱ふべきではないか、文部省が若しそれを別途に考へるといふことになれば、これは私は問題だと考へるのであります。

それでは大体わかりましたので、大蔵省側に今の点をお伺いしたいと思つてあります。大蔵省としては、今の歳入の欠陥が約十億であるというようなことは、これは文部省のほうの御説明でもおわかりの通りであります。これをどういふふうに一体お取扱ひになつて考へてあるか、この点をお伺いしたい。

○説明員(鳩山威一郎君) 只今内閣會計課長からお話になりました同じ考へ方を持つております。即ち支出額主として決算いたしましたので、若干の過不足は当然出るというものであります。これについては決算が確定いたしましたので、判明次第支給措置をするという方針で考へております。

○若木勝蔵君 それでは大蔵省としては、いわゆる富裕団体の二十八年度に對して第三次の補正予算を組んだのに、これをどうして一体放置してあるか伺いたい。

○説明員(鳩山威一郎君) 今回予算措置をとりました富裕団体の分の二十七億八千万円につきましては、これは現在の國庫負担法の趣旨によりまして、當然富裕県にも支給するという建前になりますと、法律並びに政令上金額がびつたりと出るのであります。これも勿論予算の数字でありまして、決算をした結果は又違つた数字になるかも知れません。予算といひましては二十億七億八千万円という数字が政令上計算できたのであります。これを計上した次第であります。

○若木勝蔵君 そうしますと、決算のうちに於いてそこに變化が来た場合においては他の場合と同様に取扱うといふことになりませんか。

○説明員(鳩山威一郎君) 只今富裕団体分につきましては、政令の適用で打ち切り補助になる面がございます。若し支出額が更に低いというやうな場合には又變化が来るのであります。これより支出額が上廻つておるというものがこれは現状でありまして、従いまして改めて追給するといふ問題は絶対に起らないと思へます。

○若木勝蔵君 その次にそれは伺いたのは、先ほど文部省側からの答弁が

ありましたが、いわゆる教員の身分を持ちながら教育委員会の事務職員になつてゐるという者については、大蔵省としてはどういふふうにお考へですか。

○説明員(鳩山威一郎君) 大蔵省といひましたも、只今文部省から御答弁のありましたように、義務教育費國庫負担法の建前からいひまして、これに國庫負担を行うかどうかということには疑問があると思へます。

○若木勝蔵君 その点は非常に重大な問題になつて来ますので、自治庁側はどういふふうなお考へを持つてゐるか、自治庁側から御答弁を願ひます。

○政府委員(青木正君) 詳細な点を私に聞いておられますが、大體の考へ方といひまして、文部省の方の御決定を願つて、それによりまして自治庁としては処分したいと、かように考へております。

○若木勝蔵君 そうしますと、それらによつて不足を生じて来る部面は十分地方の財政で以てそれを確保して行く、こういうことになりませんか。

○政府委員(青木正君) 文部省のほうの方針がそうした職員につきましても半額負担するといふことになりますれば、その残りの半額は當然地方財政で見なければならぬと思つております。又、又さうでなしに全額地方負担といふことになりますれば、これは地方財政で見なければならぬ、かやうに考へております。

○若木勝蔵君 自治庁は極めて文部省の方針を守るやうな純情なところがあるやうですが、これは今も文部省も大蔵省も疑問があるといふことを言われ

速受入れてその通りをするといふことは、私は自治庁としてとるべき態度ではないと思つた。これはあなたがたとでは今地方財政が非常に困つておるときであるからして、十分大蔵、文部三者でこの問題を検討して、さうしてどこから支出すべきであるかという結論に基いてやるべきで、一方的な文部省の要求なり方針に従ふべきものではないと思つた。この点十分御検討願ひたいと思ひます。

それから最後にこの問題に関連しまして、それでは今現與の問題として歳入の欠陥を生じて條給の支払いにも事欠いておるといふ地方があるものであります。これらに對して決算を待つた後に処理するといふことになれば、その間のズレがある。これに對して大蔵省としてはどういふふうにお考へになつておられますか。

○説明員(鳩山威一郎君) 地方財政上の二十八年度の欠陥が全體的に見て非常に大きいのではないかとすることは私も考へております。ただ地方財政全般としてさういふ傾向は確かにあると思ひますが、義務教育費國庫負担の關係以外にもいろいろ必要な要素がございます。以上で、これら県の財政を全部見ました上で財政措置を行うといふ考へ方をとるべきだと思ひます。毎年度末の決算におきまして、資金運用部のほうで相当年度末、年度初めの融資を行つておられます。これは個々の財政の事情を見まして、措置を行うべきである

と、さう考へております。

○若木勝蔵君 その点を私はつきりさせてもらいたいと思ひます。さうしますと、金繰りといひますか、或いはさういふやうな資金の措置といふやう

なことは資金運用部の資金を運用して大蔵省としては地方財政に非常に困つた事情が起らないやうに取計らうところの用意がある、今のお話でさういふふうになつておるのですか、それで差支えありませんか。

○説明員(鳩山威一郎君) 私の申し上げましたのは短期融資でございます。これは例年行つておるところでございます。今年の特別の措置といふ意味に申上げたものではございません。各団体の実情に應じて御相談申上げておるといふことを申上げたのでござい

ます。

○加瀬亮君 若木委員の質問に関連して文部省、自治庁に伺ひます。第一点は現在の地方財政のしわ寄せといふものが教育予算の幅を狭めようといふ方向に來ておることは否めな

い。さうして来ますときに、教育行政の上で無給嘱託といふものを、今内閣會計課長のおつしやるやうに、これを全部教員としての身分として取扱ひないといふことになりまして、全部駄目になる。その職員は府県として見るといふことは不可能だ、さうなつて参りますと、教育行政といふものが非常に完全性を欠いて來るのじやないかといふ点が一点。

それから第二点は、只今文部省の御見解の中には、積極的に義務教育に携わる者をも同じやうな措置をとるといふお考へなのか。

第三点は、學校における事務職員といふものに対してはどういふお考へを持つておられるか。

第四点は、結局これは文部省自身が定員定額といふやうな制度に移行しておるといふことになりませんか。定員

定額制というものが果して現在の義務教育といふものの現状において進歩させるということになり得るか。この四点について自治庁側と両方からお答えを頂きたい。

○政府委員(内務省三郎君) 委員会に勤めておりますところの教育の身分を持つておる事務職員でございますが、これをどうするかというお尋ねのように伺いますが、先ず教育行政を十分に執行するために必要な職員を確保しなければならぬ、これはお説の通りだと思ひます。ただこの場合に教員の身分を持たせながら而も半額国庫負担でやるかどうか、ここに問題点があるように私は思ふのであります。従来府県におきましてこの教育関係の事務職員が少かつたこと、これはある程度認めなければならぬと思ふのであります。そこでこれを一度に切つてしまふと、なかなか府県財政から行つてもいゝ問題があると思ひますので、私どもも毎年そういう報告をして参つたのであります。併しながら来年度それならすぐこの数を全部切つてしまふかどうかについては私も問題があると思ひます。殊にこれは地方財政という立場から考へまして、同時に教育行政の面からも考へて、全部落とすということには私も疑問を持つておるのであります。そこでこれは経過的に特に大蔵省には交渉したいと思ふのであります。が、少くとも今二番目にお話になりました指導主事のようなものにつきましては、ある程度教育委員会法の中にも多少それに関連のある規定もございま

すので、指導主事の中に義務教育の教育内容に關係しておるような職員についてはこれは当然認めて頂く、或いは事務職員についてはどうするか、こゝういふうな措置は考へなければならぬかと考へております。

それから最後にお話の事務職員のことでございまして、学校の事務職員につきましては、これは半額国庫負担の対象になつております。

○政府委員(青木正君) 事務職員又指導主事等の教育関係の職員の人員費等につきましては、財政の中に見込みまして、そして特定財源のあるものはそれだけ控除して、平衡交付金の交付基準にしたい、かような建前をとつておるわけでありまして。

○加瀬完君 最初の二つはよくわかりました。事務職員の場合であります。一応御説明の通り見込まれておるわけでありまして、結局学級数なり、教員数なり、或いは学校なりに對しての一定の基準といふものは甚だ不明確だと思ふ。そこで実際郡道府県に参りますと、二分の一どうしてもこれはかけられない。学級とか、教科担任の教員といふものを切るわけに参りませんから、他の郡道府県と比べて自分のほうは事務職員は非常に多いといふことを理由に事務職員を減らして行くといふ傾向が顕著です。結局そうすると、教員で減らないのは事務職員で減つておるといふことになりまして、総体で事務を誰かが分担しなければならぬといふことになりまして、実際の教科を担当すべき教員の数を減らされたと同じような結果が出るということが憂へられておるわけでありまして。この点で事務職員といふものの地位を一応安定させるような、何か文部省としてのお考えはあるのか、その点……。

○政府委員(内務省三郎君) 多少先生のお話の中にも私は誤解があるのじやないかと思ひますが、私どもは事務職員を云々しておるのじやないのであります。まして、お話のように学校では非常な事務が煩雜でございまして、むしろこの事務を救つてあげない限りは教員の負担は軽減されないと思ふのであります。そういう意味で従来は小、中、高等學校等の義務教育諸學校に勤務しておる事務職員は国庫負担の対象外であつたのであります。完全にこれは府県費支弁であつたのでありますが、この前の義務教育国庫負担法の制定に當りまして、學校に勤務しておるこの事務職員は、これは国庫負担の対象にして教員の負担の軽減を図ろう、こういう趣旨であつたのであります。そこで今問題になつておりますのは教育委員会におるこの事務職員なんです。ですから學校に勤務しておるのじやなくて教育委員会の事務に従事しておる。これは府県なり市町村で当然支弁すべき職員になるわけでありまして、その点がちよつと誤解があるのじやないかと思ひます。私どものほうは飽くまでも學校の事務職員については、これは半額国庫負担の建前にして、大いにこれは成るべく各學校に置くように奨励しておるのであります。

○加瀬完君 そうじやないのです。それはよくわかるのですけれども、結局地方に参りますと、學校事務職員に對する整理の方向といふものが非常に顯著に現れておるのです。御存じのように確かに二分の一の補助対象になつておりますけれども、率直な言葉で言ふならば、教員を切るよりは事務職員を切つたほうが切りたいといふところから縮減といふか整理の鋒先が向いて参りました。各府県におきまして事務職員といふものを何とかして置かないといふもの、或いは数を減らすような方向といふものに向いておるというのは事実でありまして、この点に對して文部省はどういう対象をお考えであるか、こゝういふことであります。

○政府委員(内務省三郎君) これは只今申し上げましたように、學校の事務が非常に重要なんで、教員と同じように學校管理の事務をする職員について、文部省はこのたびの国庫負担法の改正で半額国庫負担の対象にした。今後この制度を續けて行くわけですし、學校の事務職員を軽減しようという意圖は毛頭持つておりません。

○加瀬完君 ただ設置の基準といふものが教員のように明確ではないと思ふのです。こゝういふ点について文部省のお考えを……。

○政府委員(内務省三郎君) 事務職員については、これは學校教育法で事務職員は置かなければならないといふことになつておるはずであります。だから少くとも一名は置いて置きたいと思つております。

○加瀬完君 それは文部省の御意思としてはわかるのであります。置いて置きたいといふのであるならば、置かなければならない一つの基準といふものを文部省でお出しになつておるのか。或いは整理されないといふ最低線を押えておるか。こゝういふ点です。

○政府委員(内務省三郎君) 學校の事務職員については私どもは學校の職員

並みに扱つておるつもりであります。○加瀬完君 各府県におきまして、これが整理の対象になつておるといふ事は文部省のほうではどうお考えになつておるのでしょうか。○政府委員(内務省三郎君) 私はそのことが問題になつておるといふよりは、むしろ先ほど申しました府県の委員会に勤めておる事務職員を国庫負担の対象から外すといふ点のほうがむしろ問題じやないかと思ふのです。各學校の事務職員を削るといううな、そういう國で予算を組んでおりませんし、多少問題が転嫁されておるのじやないかといふうに考へ感じがするのではありませんが……。

○若木勝義君 今の内藤さんとそれから加瀬君の質疑応答は、問題がこんがらがつておるのだ。事務職員の、いわゆる教育委員会に使われておるところの事務職員の問題は加瀬君は済んでおるのだ。學校の事務職員の待遇とか或いは首切りとかいふのを別個に聞いているのです。さうでしょう。

○加瀬完君 そうなんです。

○若木勝義君 だからその点をやつたらいだらう。

○政府委員(内務省三郎君) 學校の事務職員については整理の対象にいたしておりませんし、待遇についても並通の公務員並みの待遇を保証しておりますので、さういふ少くとも文部省においては意圖がないことだけははっきり申し上げておきます。

○加瀬完君 私今若木委員のお言葉のごとく、この無給嘱託の問題だけにとどまらず、學校事務職員にまで非常に整理の鋒先が地方団体においては向いて来ておる。この事実を、文部省

は只今おつしやるように整理の対象とも考へておらなければ、これを特別に縮減するといふふうなことも考へておらないで、十分に保護するところの予算的措置を講じておると言まいすけれども、實際はそうでない。實際はそうでないといふことだけ申上げて、あとは御実情を調査して頂きまして、学校教育全般が向上するために学校事務職員という問題も文部省のおつしやるような方向へはつきり地方団体に明確に処理し得るような方法を講じて頂きたいと希望を申し上げまして、質問を終わります。

○委員長(内村清次君)　ちよつと速記をとめて。

「速報中止」

○委員長（内村清次君） 連記を始め

それでは地方行政委員会はこれで閉じます。

午後零時十二分散会

三月十三日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一、質屋營業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法の一部を改正する法律
律案質屋営業法(昭和二十五年法律第

百五十万是の一割が、その「正」に正する。

第三十六条 質屋に対する出資の受人、預り金及び金割等の返納に

号)第五條第一項の規定の適用に

ついては、同法同条第二項中「貸

付の期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息を計算するものとする。」とあるのは、「月の初日から末日までの期間(当核期間の日数は、その月の歴日の数にもかかわらず、三十日とする。)」を一期として利息を計算するものとする。この場合において、貸付の期間が一期に満たないときは一期とし、二以上の月にわたるときは、そのわたる月の数を用いたものとす。」とする。

1 この法律は、出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律第五条の規定の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の日が月の中途である場合においては、この法律の施行前にした質契約でその利率が出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律第五条第一項及び第二項の規定による割合をこえているものについては、当該月の当初からこの法律の施行の日の前日までの期間は、なお従前定いた利率められてによるものとするものとし、この法律の施行の日からその月の末日までの期間に係る利息は、百四につき一日三十銭の割合により計算するものとする。

三月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、入場税の国税移管反対に関する請願(第一六〇九号)

一、警察制度改革反対に関する請願(第一六一〇号)

一、理容師美容師の特別所得税引上

期の数とする。 L とする。

金及び金利等の取締に関する法律

する。

である場合には、この法律

が出資の受入、預り金及び金利等

及び第二項の規定による割合をこ

の当初からこの法律の施行の目

知いた和事めらわてによるものと

日からの月の末日までの期間に

金の割合により言及するものとする。

三月十三日本委員会に左の事件を付託

一、入場税の増徴多量又對ニ關する

一、警察制度改革反対に関する請願

一、美容師の特別所得税引上

一、事業税軽減に関する諸願（第一六三三
 六四一號）
 二、大阪市自治体警察存置に関する諸願（第一六四二號）
 三、都市自治体警察存置に関する諸願（第一六五三號）（第一六五四號）（第一六八五號）（第一六八六號）（第一六八七號）
 四、都市警察存置に関する諸願（第一六九六號）（第一七三七號）
 五、バスの自動車税軽減に関する諸願（第一七一〇號）
 六、バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する諸願（第一七一十一號）
 七、地方財政の確立強化に関する陳情（第四五六號）
 八、ビルジングの不動産取得税免除等に関する陳情（第四六二號）
 九、公共団体の電気起債わく拡大に関する陳情（第四六三號）
 一〇、府県民税反対に関する陳情（第四六四號）
 一一、市町村自治体警察存置に関する陳情（第四六八號）
 一二、警察制度改革に関する陳情（第四七二號）（第四七五號）
 一三、警察制度改革反対に関する陳情（第四七六號）（第四七七號）
 一四、国庫納付金制度廃止に関する陳情（第四七九號）
 一五、兵庫県芦屋自治体警察存置に関する陳情（第四八八號）
 一六、知事官選制反対に関する陳情（第四九〇號）
 一七、地方議額の自律権確保に関する陳情（第四九一號）

こと、(四)昭和二十九年以後の事業税は法人と同じく必要経費を控除し税率を六パーセントとすること、等を実施せられたいとの請願。

第一六四二号 昭和二十九年二月二十六日受理
大阪市自治体警察存置に関する請願
請願者 大阪市北区役所内
横田謙司外二十一一名
紹介議員 一松 定吉君

大阪市警察は、自治体警察として発足以来六年、治安の確保はもと論のこと市民との親しみのうちに各方面に優れた功績を収めて来た。しかるに政府は市民生活に重大関係ある警察制度を市民の意思を問うこともなく突如として改革せんとしているが、これは、朝令暮改のそしりを免れないばかりでなく、地方自治の根柢を破壊し、警察の民主化をはばみ市民の福祉を後退せしめるものであるから、警察制度の改革は取り止め現行制度を存置せられたいとの請願。

第一六五三号 昭和二十九年二月二十六日受理
都市自治体警察存置に関する請願
請願者 長野市長 松橋久左エ門外五名
紹介議員 上條 愛一君 棚橋 小虎君

政府は、現行警察制度を改変し、都市自治体警察を府県単位の警察に改組しようと企図しているが、その内容は極めて中央集権的なものであつて地方分権の民主的組織を根柢からくつがえし、警察国家再現の疑いをもつものであるから、都市自治体警察を従来通り

存続せられたいとの請願。

第一六五四号 昭和二十九年二月二十六日受理
都市自治体警察存置に関する請願(五通)
請願者 長野県上田市長
水野鼎蔵外三十五名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一六五三号と同じである。

第一六八五号 昭和二十九年二月十七日受理
都市自治体警察存置に関する請願
請願者 福岡県若松市議会議長 横田初次郎外四万七千名
紹介議員 西田 隆男君
この請願の趣旨は、第一六五三号と同じである。

第一六八六号 昭和二十九年二月十七日受理
都市自治体警察存置に関する請願
請願者 長野県更級郡藤井町長 山岸保外六名
紹介議員 上條 愛一君 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第一六五三号と同じである。

第一六八七号 昭和二十九年二月十七日受理
都市自治体警察存置に関する請願(二通)
請願者 長野県岡谷市三、六九四 花岡和人外八名
紹介議員 野海 勝君
この請願の趣旨は、第一六五三号と同じである。

第一六九六号 昭和二十九年二月十七日受理
都市警察存置に関する請願
請願者 福岡県小倉市議会議長 平岩広治外四万八千四百四十名
紹介議員 松沢 兼人君
警察法改正案によると、現行の自治体警察制度を廃し、府県単位の警察として首脳部の任命権を中央において掌握するといふ、従来の中央集権的警察制度の再現を図つてゐるが、福岡県小倉市民は、郷土愛の高い理想からあらゆる努力を払つて、小倉市の警察を育成強化してきたのであるから、かかる新時代に逆行する警察制度の改正に反対であるとの請願。

第一七三七号 昭和二十九年三月三日受理
都市警察存置に関する請願
請願者 大分市長 上田保外七十二名
紹介議員 矢嶋 三義君
政府の警察法改正案は府県単位の警察制度を創設して人事指揮権を中央集権化しようとするものであり、日本国憲法、地方自治法および警察法の一貫した主権在民の民主主義とこれに基く地方分権の基本原理に背反するものであるから、(一)都市は自治体警察を存置する、ただし存置を希望しない都市は住民の意思によつて自治体警察を置かないことができる、(二)警察職員は身分はすべて地方公務員とし警察長の任免は中央の意見をきいて地方公安委員会が行ふものとする、(三)特定の国家的事業については自治体警察は中央の指揮監督を受けるものとする等の要綱によつて改正せられたいとの請願。

第一七二〇号 昭和二十九年三月二日受理
バスの自動車税軽減に関する請願
請願者 盛岡市日影門外小路一 二二ノ一岩手中央バス 株式会社取締役社長 高橋佐太郎
紹介議員 大矢半次郎君
税制調査会の答申書によると、現行地方税の自動車税を約五割引き上げよう示されているが、これは昭和二十八年度に自動車税を大幅に増税されたバス業界にとつてこの上ない不幸であり、さらに伝えられる如く自動車税を固定資産税に改めることは、自動車税のしわ寄せをバスに背負わせる結果となり、バス事業の経営を危機に陥れるものであるから、自動車税五割値上げ、自動車税の固定資産税移行、軽油車に対する特別増徴等の措置を取り止めることと、(一)「主として観光貸切」の字句を削除すること、(二)現行自動車税の基準となる乗車定員の準則を各府県の実情に即するよう改めること、(三)バス特に営業用自動車税率を他より低位にすること等の実現を図られたいとの請願。

第一七一〇号 昭和二十九年三月二日受理
バス事業に対する事業税の外形標準課税標準に關する請願
請願者 盛岡市日影門外小路一 二二ノ一岩手中央バス 株式会社取締役社長 高橋佐太郎
紹介議員 大矢半次郎君
バス事業に對する事業税の外形標準課税標準に關する請願

要綱によつて改正せられたいとの請願。

第一七一〇号 昭和二十九年三月二日受理
バスの自動車税軽減に関する請願
請願者 盛岡市日影門外小路一 二二ノ一岩手中央バス 株式会社取締役社長 高橋佐太郎
紹介議員 大矢半次郎君
税制調査会の答申書によると、現行地方税の自動車税を約五割引き上げよう示されているが、これは昭和二十八年度に自動車税を大幅に増税されたバス業界にとつてこの上ない不幸であり、さらに伝えられる如く自動車税を固定資産税に改めることは、自動車税のしわ寄せをバスに背負わせる結果となり、バス事業の経営を危機に陥れるものであるから、自動車税五割値上げ、自動車税の固定資産税移行、軽油車に対する特別増徴等の措置を取り止めることと、(一)「主として観光貸切」の字句を削除すること、(二)現行自動車税の基準となる乗車定員の準則を各府県の実情に即するよう改めること、(三)バス特に営業用自動車税率を他より低位にすること等の実現を図られたいとの請願。

第一七一〇号 昭和二十九年三月二日受理
バス事業に対する事業税の外形標準課税標準に關する請願
請願者 盛岡市日影門外小路一 二二ノ一岩手中央バス 株式会社取締役社長 高橋佐太郎
紹介議員 大矢半次郎君
バス事業に對する事業税の外形標準課税標準に關する請願

第一七一〇号 昭和二十九年三月二日受理
バス事業に対する事業税の外形標準課税標準に關する請願
請願者 盛岡市日影門外小路一 二二ノ一岩手中央バス 株式会社取締役社長 高橋佐太郎
紹介議員 大矢半次郎君
バス事業に對する事業税の外形標準課税標準に關する請願

紹介議員 大矢半次郎君
最近開くところによると、運送業のうちバス事業に對しては今後引き続き外形標準課税方式を採用するよしであるが、これは全国バス事業者にとつてこの上ない不幸であるから、バス事業が現行地方税法の孤島に取り残されることのないように、是非とも昭和二十九年以降他の運送業と等しく先般の税制調査会の答申案通り所得課税に改められたいとの請願。

第四五六号 昭和二十九年二月二十五日受理
地方財政の確立強化に關する陳情
陳情者 東京都議會議長 佐々木恒司
近時地方制度改革の方向として、警察事務を中心とした國家の事務の多くを地方に移管しようとする傾向にあるが、これら行政面の改革に伴う財政面の適正措置を欠いている地方財政はますます窮地に陥つてゐるから、今回政府案による地方税法の改正は全面的に偏在是正の努力はみられるが、府県民の如きは其の財源を市町村民の移管を基本方針として地方財政の確立を圖られたいとの陳情。

第四六二号 昭和二十九年二月二十五日受理
ビルジングの不動産取得税免除等に関する陳情
陳情者 東京都千代田区丸の内二ノ二東京ビルジング協會 内 富田正男
今回創設されようとしている不動産取得

第四六二号 昭和二十九年二月二十五日受理
ビルジングの不動産取得税免除等に関する陳情
陳情者 東京都千代田区丸の内二ノ二東京ビルジング協會 内 富田正男
今回創設されようとしている不動産取得

第四六二号 昭和二十九年二月二十五日受理
ビルジングの不動産取得税免除等に関する陳情
陳情者 東京都千代田区丸の内二ノ二東京ビルジング協會 内 富田正男
今回創設されようとしている不動産取得

第四六二号 昭和二十九年二月二十五日受理
ビルジングの不動産取得税免除等に関する陳情
陳情者 東京都千代田区丸の内二ノ二東京ビルジング協會 内 富田正男
今回創設されようとしている不動産取得

第四六二号 昭和二十九年二月二十五日受理
ビルジングの不動産取得税免除等に関する陳情
陳情者 東京都千代田区丸の内二ノ二東京ビルジング協會 内 富田正男
今回創設されようとしている不動産取得

第四六二号 昭和二十九年二月二十五日受理
ビルジングの不動産取得税免除等に関する陳情
陳情者 東京都千代田区丸の内二ノ二東京ビルジング協會 内 富田正男
今回創設されようとしている不動産取得

第四六二号 昭和二十九年二月二十五日受理
ビルジングの不動産取得税免除等に関する陳情
陳情者 東京都千代田区丸の内二ノ二東京ビルジング協會 内 富田正男
今回創設されようとしている不動産取得

得税は、建物百万円、土地五十万円までの免税措置がとられているから庶民住宅緩和には影響なしと考えるむきもあるが、これは単なる理論であつて実質においては各種各様の建物ができてこそ庶民級住宅にも余裕が生ずるのである。ビルジングのこともその効用からみて不動産取得税は適当でないから免除されるとともに、発電、変電、送電施設並びに地方鉄道の線路設備等のごとく固定資産税に特例を設け負担を軽減せられたいとの陳情。

第四六三号 昭和二十九年二月二十五日受理
公共団体の電気設備を拡大に関する陳情
愛媛県議會議長 井原岸高

電源開闢事業にはばう大な建設費を要するので、現下極度に窮乏せる地方財政においては、起債あるいは特別融資等の資金を得なければ絶対事業の遂行は困難な実状であるから、公営発電事業の急速なる促進を図るため、昭和二十九年年度本事業に充當の起債のわくを大幅に拡大せられたいとの陳情。

第四六四号 昭和二十九年二月二十五日受理
府県民税反対に関する陳情
府県民税反対に関する陳情

陳情者 宮城県古川市長 三浦篤
地方税法改正法案が近く国会に提出される由であるが、同法案中府県民税をあらたに創設することは、市町村財政の基礎を危くし、民主政治の根本原則ともいふべき地方自治の形を著しくゆがめるものであるから、府県民税の

創設には反対であるとの陳情。

第四六八号 昭和二十九年二月二十七日受理
市町村自治体警察存置に関する陳情
陳情者 富山県小山市町 岡田功 衛門外十九名

政府は現行の自治体警察を廃止して府県単位の警察制度を創設しようとしてゐるが、これは憲法、地方自治法及び警察法に一貫して主権在民の民主主義とこれに基く地方分権の基本的原理に背反し自治体警察創設以来住民の払つた支持協力と育成強化の努力の美果を一挙に覆滅せんとするものであるから、あくまでも自治体警察を存続せられたいとの陳情。

第四七二号 昭和二十九年三月一日受理
警察制度改革に関する陳情
愛知縣東春日井郡品野町 長 紫田要助

警察制度改革に當つては、自治体警察は府県単位に限ることとし、大都市警察は設置しないよう取り計らわれたいとの陳情。

第四七五号 昭和二十九年三月一日受理
警察制度改革に関する陳情
陳情者 京都府知事 蟻川虎三 四名

警察制度を改革し、警察を府県単位に一本化する事は、警察の能率的、経済的運営の見地から最も適當である。しかるに五大市はこれに反対し、五大市警察存置の運動を続けているが、警

察が府県一本化される場合とくに五大市警察を認めるべき必要と理由は何等存在しないのであつて、五大市警察を認めるならば治安責任が不明確となり、かつ能率が低下し、しかも経費その他の面で無駄が多くなることは事実であるから、府県単位一本化の警察制度を実現せられたいとの陳情。

第四七六号 昭和二十九年三月一日受理
警察制度改革反対に関する陳情
陳情者 広島市議會議長 池永清真

警察法改正案は、単に能率化のみに偏し、地方自治の本義を根幹から破壊するものであり、かつ都市行政の基本的任務を無視し、国家警察の再現を強行しようとするものであるから、今回の警察法改正案には絶対反対であるとの陳情。

第四七七号 昭和二十九年三月一日受理
警察制度改革反対に関する陳情
陳情者 岩手縣盛岡市議會議長 北太郎

この陳情の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四七九号 昭和二十九年三月一日受理
國庫納付金制度廃止に関する陳情
陳情者 京都府知事 蟻川虎三

自衛軍費に伴う國庫納金の廃止に対し、業界の一部において特殊法人を設け地方団体から國庫納付金の相当部分に當る額を支出させたい意向があり、

通産省当局においてもこれを支持する動きがあるよしであるが、本競技開始以来の地方団体の要望がようやく実現しようとする際、特に地方財政の危機に直面している現在このような動きはまことに遺憾であるから、國庫納付金相当分は完全にこれを地方団体に移管されるよう善処せられたいとの陳情。

第四八八号 昭和二十九年三月二日受理
兵庫縣芦屋自治体警察存置に関する陳情
陳情者 兵庫縣芦屋市議會議長 南野辰之助

府県単位による警察一本化を目的とした警察法改正案は、中央集権的警察國家の再現を図るものであり、また政府は自治体警察の能率低下を警察一本化の理由としているようであるが、兵庫縣芦屋自治体警察は、過去五箇年余あらゆる犠牲と熱意を傾け、巨額の市費を投じて優秀な実力を備え、真に市民の警察としての真価を発揮しているから、本市警察を従来通り自治体警察として存置せられたいとの陳情。

第四九〇号 昭和二十九年三月二日受理
知事官選制反対に関する陳情
陳情者 滋賀縣彦根市議會議長 平良村勝次郎

政府においては、地方制度の改正の一環として都道府県知事の官選制を考慮している模様であるが、現行制度のまま官選制をとることはいたずらに地方行政の中央集権化を招来し、市町村自治を圧迫するおそれがあるから、反対であるとの陳情。

第四九一号 昭和二十九年三月三日受理
地方議会の自律権確保に関する陳情
陳情者 東京都議會議長 佐々木恒司

地方議会における懲罰処分は、議会の紀律及び秩序を保持するために行う議内内部の自律作用であつて、司法権の提呈するところでないにもかかわらず、この処分に対し行政事件訴訟特例法が適用され執行停止の処分、あるいは地方議会の自律権を無視するがごとき判例が示されているが、かくては地方自治法の懲罰に関する規定は事実上空文に等しいので関係法令の改正を再三要望しているがまだ実現しないことはまことに遺憾のきわみであるから、地方自治改正にあつては、ぜひとも地方議会の自律権確保のため適切な措置を講ぜられたいとの陳情。